

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	保険業法	
規制の名称	海外展開に係る規制緩和	
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	電話番号：03-3506-6000(内線:3571) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年11月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、保険会社による外国保険会社の買収に限らず、外国金融機関等の買収のニーズが見込まれていた。このような状況を踏まえ、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やすため、保険会社が外国保険会社を買収した場合に限らず、外国金融機関等を買収した場合にも子会社業務範囲規制の適用を5年間猶予する仕組みを構築する必要があった。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、保険会社において、(1)子会社対象会社以外の会社を子会社としてから5年以内に、当該会社が子会社でなくなるような措置を講ずるための費用、及び(2)その5年間を超え、当該会社を子会社としてやむを得ず保有しようとする場合には、当該保有に係る期間を延長するため、行政庁(国)に対して承認申請を行うための費用が発生するとしていた。</p> <p>当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない(2020年3月末現在)。</p>	現時点では、当該制度の適用実績はないため、事前評価時に想定していた費用は発生していない。
行政費用	<p>事前評価時、行政庁(国)において、(1)子会社対象会社以外の会社を子会社として保有する保険会社に対し、5年以内に当該会社が子会社でなくなるような措置を講じているか確認するための費用、及び(2)当該保険会社からその5年間を超えて当該保有をやむを得ず延長しようとする承認申請があった場合には、当該申請に対する審査費用が発生するとしていた。</p> <p>遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。</p>	現時点では、当該制度の適用実績はないため、事前評価時に想定していた費用は発生していない。
効果(定量化)	<p>事前評価時、日本の保険会社が、諸外国の保険会社と外国金融機関等の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するといった条件を付けることがなくなり、国際展開が容易になることから、経営基盤の強化に資する選択肢が増し、経営基盤の強化が図られることが見込まれるとしていた。</p> <p>遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。</p>	現時点では、当該制度の適用実績はないため、事前評価時に見込まれた効果は発生していない。
便益(金銭価値化)	<p>遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。</p>	現時点では、当該制度の適用実績はないため、事前評価時に見込まれた便益は発生していない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。</p>	現時点では、当該制度の適用実績はないため、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。
考察	<p>規制の見直し後、事後評価時点(2020年3月末現在)までに適用実績がなかったため、規制の見直しにより、遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。また、規制の事前評価時に見込まれた効果及び便益は発生していない。</p> <p>他方、当該規制の見直しは保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やす仕組みであるため、事後評価時点(2020年3月末現在)までに適用実績がなかったものの、今後とも、当該制度に対する社会的ニーズは引き続き想定されるところである。</p>	
備考	特になし。	